

田原市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

田原市教育委員会

目 次

| | |
|-------------------------------|---|
| 1. 計画の趣旨・現状 | 3 |
| 2. 目標 | 3 |
| 3. 計画の期間 | 4 |
| 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容..... | 4 |
| 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて..... | 6 |

1.計画の趣旨・現状

(1)計画の趣旨

学校における働き方改革は、田原市がめざす「ふるさと田原の学校で 笑顔いっぱい 子ども 輝く」学校づくりを実現するために、必要不可欠である。働き方改革を進めることで、教員は業務の効率化が図られ、子どもとの対話や、より質の高い授業の準備に十分な時間を充てられるようになる。教員が生き生きと働く環境は、子どものより豊かで深い学びを実現することになる。

(2)本市の現状

本市では、所管する学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度1、2学期の時間外在校等時間の状況】

| | 月45時間以下 | 月45時間以上 | 月80時間以上 |
|-----|---------|---------|---------|
| 小学校 | 83.9% | 14.1% | 0.5% |
| 中学校 | 57.1% | 33.9% | 8.9% |

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で、14.6%、中学校で、42.8%となっている。授業や行事等準備が理由となっている。本来の教育職員の業務に教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2.目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1)時間外在校等時間に関する目標

- ・小学校の1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%程度にする
- ・中学校の1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を80%程度にする

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする。

3. 計画の期間

令和8年度～令和12年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(3分類①関係)

・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。
保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○放課後から夜間における見回りについては、原則行わない。(3分類②関係)

・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(3分類⑤関係)

・教育委員会の指導・助言やスクールロイヤーの活用により、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答(3分類⑥関係)

・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

○学校プールの施設・設備の管理(3分類⑨関係)

・学校プール施設の維持管理業務について、教育委員会において水泳授業の民間委託を進め、集約化を図り維持管理業務の軽減を行う。

○部活動(3分類⑬関係)

・令和7年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理(3分類⑮⑯関係)

・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応(3分類⑰関係)

・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の児童生徒理解校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

○関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

・医療的ケア看護職員、特別支援学級担当学習指導員、医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2)学校における措置の推進

○学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

・デジタル技術の活用により、資料配布や欠席連絡などの校務を効率化し、GIGA スクール構想の下での校務DX化を推進する。

・勤務時間外(18時30分から7時30分)の電話対応はしないことを保護者へ周知し、保護者対応業務の適正化を図る。

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超え、ストレスチェックにおいて高ストレスの判定や管理職が医師による面接を必要と判断した教育職員に医師による面接指導を実施する。

- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。

- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内小中学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会において報告することとする。

- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。